

2023
12月
No.596

かりや

か

り

や



「ひと時の空寒」愛知県知多市

写真提供：田中 勝志 氏

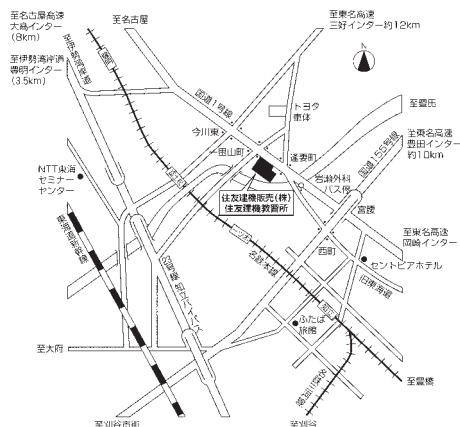
も く じ

優良事業所見学会が開催される（本会）	1
メッセナゴヤ2023視察見学会が開催される（知立支部）	1
優良事業所見学会が開催される（刈谷支部）	2
労災保険実務講習会開催される	3
2023年度 第2回理事会が開催される	4
令和5年度 第3回「労働トラブル防止総合講座」開催	4
愛知県特定最低賃金（2業種）改正	5
ハラスメント防止対策オンラインセミナーのご案内	5
「年取の壁・支援強化パッケージ」が開始されました	6

労働者死傷病報告書受付状況	6
愛知労働局管内死亡災害発生状況	7
愛知県の全産業死亡災害	7
心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正について	8
衣浦東部保健所コーナー	9
エッセイ労働屋の昨今	10
社会保険労務士が答える企業の労務管理	12
会員だより	13
お知らせ	14

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
12月	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛クレーン特別教育																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
1月	特別教育																															
	安全衛生教育等																															
	移動式クレーン																															
	クレーン・テリッ																															
	衛生管理者																															
	車両系建設機械																															
	解体用機械																															
	不整地運搬車																															
	小型移動式クレーン																															
	玉掛クレーン特別教育																															
	高所作業車																															
	床上クレーン																															
	ガス溶接																															
	特別教育																															
	安全衛生教育等																															



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊田インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

優良事業所見学会が開催される

去る、11月2日(木)に、今年度の優良事業所見学会として、三重県にある DMG 森精機伊賀工場を参加者 20 名で訪問しました。

DMG 森精機伊賀工場は同社の中で国内では最大級の工場で、工作機械の生産において加工から組立、検査までの一貫体制で、機械加工、熱処理、研削加工までをすべて社内で行い、熟練の専任技術者を育成しながら、徹底した精度管理で世界最高のクォリティを長期にわたり安定的に提供しています。

当日は工場到着後、DMG 森精機より会社説明やビジョン達成に向けた取り組み等の説明を聞いた後、実際に生産現場を見学させていただきました。

DX を推進していくなかで、工程集約し、自動化することによる安全・品質・生産性への拘り、そしてグリーン化や地域の従業員を大切にする文化などを目の当たりにしました。

参加された皆さん、非常に熱心に見学し、質問も活発に行われました。

事業所見学の後、昼食を取り多度大社にて全員で安全祈願を行い無事に帰宅しました。



メッセナゴヤ 2023 視察見学会が開催される

知立支部

知立支部では更なる販路拡大のため、知立市商工会と共同で日本最大級の異業種交流展示会であるメッセナゴヤ 2023 の視察見学会を開催しました。

当日は 35 名の参加者とともに会場を訪れ、800 社を超える出展者との商談を行い、参加者からは「いい商談ができた」「新たな情報を得ることができた」などの前向きな意見があり、非常に有用な研修会を開催することができました。



優良事業所見学会が開催される

刈谷支部

刈谷支部（近藤智義支部長）では、7月27日(木)優良事業所見学会を19名の参加により開催しました。今年の優良事業所見学会は、世界的な展開で成長し続ける当該医薬品メーカーの最先端テクノロジーが結集されて稼働する、三重県の『ロート製薬株式会社上野テクノセンター』を視察いたしました。

この上野テクノセンターでは、2022年9月に新工場棟が誕生し、ロート製薬の高機能製品の世界的な需要の急拡大や国際基準への対応を支えるマザー工場としての役割が期待されるとともに、新たな設計思想に基づいた「人と環境にやさしいスマート工場」の実現を目指し、様々な知恵と工夫を凝らした取り組みを推進されています。

当日は、センター長様を始め、各セクションの管理者・担当者の方々から講話や説明をいただき、企業独自の高度な技術力を活かした「ものづくり」や、それを支える「人づくり」「組織風土づくり」などを通じて経営資源を最大限に活かす仕組みをどのようにして社内に浸透させているかのお話を伺いました。

その後、実際に工場内をご案内いただき、IoTやAI、そして革新的なシステム技術が活かされた先進の生産ラインを直に見学しました。工場内では衛生管理が徹底されており、品質検査体制についても透明性の高い説明がありました。

また、取扱品目が非常に多岐にわたる上、製造のみならず梱包、運搬など幅広い要素作業が存在する中で、高い品質基準と大量生産を自動化で実現している各工程を直に見て、細かく説明を受けることで「ロボットと人との協業」による働く人の安全と効率化の実現が伺えました。

最後の質疑応答の中では、「自動化技術が進展する中でも、人の手や知恵で職場改善（“改鮮活動”という）を行い絶え間なく組織強化を続けている」「企業独自の取り組みを通じて従業員の健康や協働意識を増進させ成果が出ている」など貴重なお話を聞くことができ、大変有意義な視察となりました。



労災保険実務講習会開催される

去る、11月6日(月)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労災保険実務講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて開催しました。

初めに、(株)DAPACの岡田部会長と、刈谷労働基準監督署の橋本署長より挨拶をいただきました。

橋本署長からは、労災保険の適用として業務上のものと通勤途上のものがあり、保険への適用の判断に迷う場合は、監督署に尋ねて欲しいとのことでした。

また、休業4日以上労働災害が発生した時は、「労働者死傷病報告」の提出を速やかに行うこと、重篤な事案が発生した時は、消防・警察への連絡と共に監督署へも連絡をいただきたいとの要請がありました。



岡田部会長



橋本署長



横川補償課長

講習会では、横川補償課長より「最近の労災請求事案について」と題して、刈谷署管内における労災補償の受付・給付件数の状況説明の後、業務上の負傷に起因する疾病や物理的因子による疾病など8つの認定事案と、5つの例題について説明をされました。

続いて、労災の原因で多い腰痛について「重量物取扱による腰痛予防の対策事例」の発表を(株)豊田自動織機と(株)ジェイテクトより行いました。



(株)ジェイテクト 横井氏



(株)豊田自動織機 堀江氏

(株)豊田自動織機からは、膝当て活用とからくり機を使った腰曲げ作業の負荷低減事例を、(株)ジェ

イテクトからは、治具の設置とからくり機を使った腰部への負荷低減事例をそれぞれ発表しました。両企業とも改善には現場の声に寄り添って対策していくことが大切だと説明しました。

最後に、公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団 愛知県健康づくりリーダーの小川芳江氏より講習会に参加された皆さん全員と一緒に、腰痛予防体操を行いました。

椅子に座った状態でも簡易にできる体操で皆さんリフレッシュされたことと思います。

会場には、118名の関係者が熱心に聴講され、労災補償請求に対する理解や腰痛予防の進め方について参考にすることができました。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要の方は協会までご連絡下さい。



愛知県健康づくりリーダー小川氏と
会場の皆さん

2023 年度 第 2 回理事会が開催される

10 月 25 日(水)に理事 20 名出席のもと刈谷労働基準監督署 橋本署長をお迎えして、2023 年度第 2 回理事会を開催しました。

新家会長の挨拶と議長の下、下記の内容の審議、報告が行われ審議事項についてはすべて承認されました。

理事会終了後、橋本署長より刈谷労働基準監督署管内の労働災害の発生状況と最近の労働基準行政の動向について説明されました。

今年度 9 月末の当署管内死傷病報告書受付状況は、死亡はゼロ、死傷者数は 362 名(前年 622 名)で、コロナ関連での死傷者が激減。

労働基準行政の動向としては、愛知県の最低賃金が 1027 円に改定されることや心理的負荷による精神障害の労災認定基準が変更になることなどを話されました。



会場風景

主な審議事項

議案 1. 2023 年 9 月末までの事業報告(下期事業予定含む)

ならびに収支決算報告について

議案 2. 入会事業所の承認について

令和 5 年度「労働トラブル防止総合講座」開催

第 3 回講演テーマ

「労働施策総合推進法(別名パワハラ防止法)を考慮した『パワーハラスメントの被害者、行為者への対応策』」

愛知県下各労働基準協会では 5 回にわたり「令和 5 年度労働トラブル防止総合講座」を開催しています。講座では総括テーマを『最近の改正も含む重要労働法を考慮した 企業に必要な労務・安全衛生管理』とし、5 つの労働重大課題の対策を 5 人の労働専門弁護士が解説します。

さる 10 月 31 日に開催した第 3 回は「労働施策総合推進法(別名パワハラ防止法)を考慮した『企業に求められるパワーハラスメント防止措置義務と発生時の適正対応—パワハラ被害者、行為者への対応策』」と題し、宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など半数のインターネット受講と合わせ、約 50 名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し一宮労働基準協会 高木専務理事が開会挨拶を行い、続いて宮澤弁護士より、「事業主のパワハラ防止義務」「パワハラの法的意義」等、豊富な判例資料とともに解説が行われました。

次回の予定は以下のとおりです。

■第 4 回■ 令和 5 年 12 月 1 日

那須・岩崎法律事務所 岩崎友就弁護士

「労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法を考慮した『パートタイム・有期雇用労働者の就業規則改定への対応策』」

■第 5 回■ 令和 6 年 2 月 27 日

庄司法法律事務所 所長 庄司俊哉弁護士

「労働基準法の労働時間規定等を考慮した『労働トラブルを防止する労働時間管理への対応策』」

各回とも、会場は当協会大会議室、午後 1 時半から 4 時半。会員 6900 円、一般 9130 円。

本講座はインターネット受講に対応。インターネット受講は、受講申し込み後にお知らせする方法で各自資料をダウンロードし、講演を撮影した映像により指定期間内に各自受講します。

お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付(☎ 052—961—1666)もしくは名北協会ホームページをご覧ください。



宮澤弁護士



令和 5 年度 第 3 回
「労働トラブル防止総合講座」

愛知県特定最低賃金（２業種）改正

～令和５年１２月１６日発効～

愛 知 労 働 局

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、１２月１６日から２業種の特定最低賃金額が改正されます。

（参考：愛知県最低賃金は１０月１日より 時間額 1,027 円 です。）

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署としていただきますようお願いいたします。

発効日 令和５年１２月１６日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,059 円
輸送用機械器具製造業	1,028 円

ハラスメント防止対策オンラインセミナーのご案内

職場におけるハラスメントについては、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策に加え、令和４年４月１日からパワーハラスメント対策が全ての企業に義務付けられています。

厚生労働省では、毎年１２月をハラスメント撲滅月間と定めており、愛知労働局では、下記の通りオンラインセミナーを開催いたします。是非お申込み下さい。

１．日時

令和５年１２月１４日（木）１４時～１５時２０分

２．内容

- ・１４：００～１４：３０ ハラスメント防止対策について
- ・１４：３０～１５：００ ハラスメント防止の実務上の留意点について
- ・１５：００～１５：２０ 妊娠・出産等に関する不利益な取り扱いの禁止について

３．手法

事前申込者限定のウェブ配信

４．参加費

無料

５．申込方法

愛知労働局 HP イベント情報より申込

下記サイトよりお申込みいただけます。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/event/2022keiyakuseminar_00007.html

※申込締切：令和５年１２月１２日

６．お問合せ

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 ０５２（８５７）０３１２



「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されました

事業主の皆様へ

9月27日の全世代型社会保障構築本部において、

- (1) 106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）
- (2) 130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）
- (3) 配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）

等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、①キャリアアップ助成金のコースの新設及び④企業の配偶者手当の見直し促進を含む各施策について、10月20日から開始したところです。

各種リーフレット等については、下記サイトをご覧ください。

また、キャリアアップ助成金については、愛知労働局職業対策課あいち雇用助成室に御確認ください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」 厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)



「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」 厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyoku.html)



令和5年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和5年10月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	29		150		142		+8		建 設 業 計	2		27		26		+1	
食 料 品	4		36		21		+15		土 木	1		8		6		+2	
織 維			4				+4		建 築	1		11		14		- 3	
木材・木製品			1		2		- 1		そ の 他			8		6		+2	
製紙・印刷			2		3		- 1		交通・運輸業	8		41		45		- 4	
化 学	2		7		14		- 7		陸上貨物業			4				+4	
窯業・土石			4		6		- 2		港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	3		8		10		- 2		商 業	6		47		47			
金 属 製 品	4		33		26		+7		接客・娯楽業	5		24		17		+7	
一 般 機 械	2		7		16		- 9		清 掃 業	2		17		26		- 9	
電 気 機 械			2		2												
輸送用機械	13		37		34		+3		そ の 他	16		120		446	(1)	-326	- 1
その他製造	1		9		8		+1		合 計	68		430		749	(1)	-319	- 1

※本統計は令和5年10月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

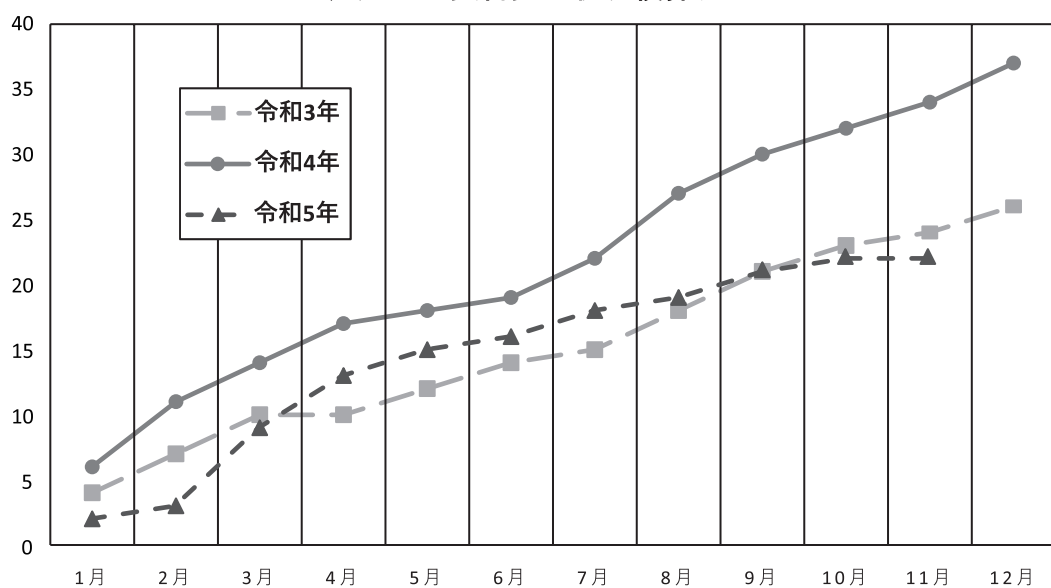
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年11月1日現在の速報値）

愛 知 労 働 局

業 種	年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	7	6（2）	8（2）
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			
	金 属 製 品	3	1（1）	1（1）
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	2	2
	そ の 他		1	3
	そ の 他	3	1 1	1（1）
建 設 業	土 木 工 事 業	3（1）	10	12
	建 築 工 事 業		2	4
	建 築 工 事 業	2（1）	6	6
	そ の 他	1	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		4（1）	3	4
商 業	卸 売 業	2（1）	1	2（1）
	小 売 業	1	1	2（1）
	小 売 業	1（1）		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		5		
上 記 以 外 の 事 業		1（1）	9（4）	11（4）
合 計		22（4）	29（6）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和5年11月1日現在）

愛 知 労 働 局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.10.12. 6:30	繊維工業	1000名以上	保全工	40代	10年	飛来・落下	その他の一般動力機械	搬送機の修理中、修理していた搬送機の一部が落下し頭部に激突した。

心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正について

刈谷労働基準監督署

令和5年9月1日に「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正されました。

この改正は、近年の社会情勢の変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、今年7月に報告書が取りまとめられたことを受けたものです。

改正後の本基準に基づき、一層迅速・適正な労災保険給付に努めてまいります。

【認定基準改正のポイント】

■業務による心理的負荷評価表の見直し

- ◆ 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等
 - ☞ 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
 - ☞ 「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ◆ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充
 - ☞ パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記
 - ☞ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記

■精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

■医学意見の収集方法を効率化

専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません。

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

衣浦東部保健所コーナー

高浜市よりお知らせ

たかはま健康チャレンジ

【内容】

健康づくりに取り組む皆さんをポイントで応援!

自分で決めた「健康づくり目標」に取り組む、健(検)診を受ける、地域の活動やボランティアに参加することでポイントを貯めると、“健康”と“お得なカード”が手に入る!

【参加方法】

- ①健康チャレンジシートをもらう
- ②目標をたててポイントを貯める
- ③健康チャレンジシートを提出する

【問合せ先】

健康推進グループ(いきいき広場 3 階)

電話 0566-52-9873

メール kenko@city.takahama.lg.jp

平日 8:30~17:15

※祝日、年末年始を除く

すっきりボディチャレンジ

【対象】生活習慣の改善をはかり、より健康的な生活を望む市民(40~74歳)

【開催日】令和5年12月~令和6年1月

テーマ	日程	スタッフ
生活習慣病とは? 自分に合った食生活を知ろう	①12月4日(月)	保健師 管理栄養士
生活習慣改善、維持のコツを知ろう 簡単に効果的な運動を体験しよう	②12月18日(月)	保健師 健康づくりリーダー
いつまでも健康でいるために お口からはじめる健康づくり	③1月15日(月)	保健師 歯科衛生士
自分に合った健康づくりを知ろう	④1月29日(月)	保健師 歯科衛生士 管理栄養士 健康づくりリーダー

【時 間】受付および身体測定 13:15~

【会 場】いきいき広場3階健康ホール

【持ち物】飲み物、筆記用具

【定 員】各回先着15名

【申込み】電話、FAX、メールのいずれかの方法で健康推進グループへ

電話 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918

メール kenko@city.takahama.lg.jp



こころの体温計

落ち込み度・ストレス度チェック

携帯電話・スマホ・パソコンで簡単にストレス(心の健康状態)チェックできます。



(ご利用にあたってのお願い)

- ・利用料は無料ですが、通信料は自己負担となります
- ・自己診断をするもので、医学的診断をするものではありません。
- ・個人情報は一切取得しませんが、統計的なデータとして使用します
- ・結果にかかわらず、心配が続くときは専門相談機関へ相談いただき、心やからだの不調が続くときは医療機関を受診してください

高浜市

健康づくり推進委員の

健康情報!!

健康づくり推進委員の活動や

健康づくりのヒントを発信しています



@TAKAHAMA_KENKO

中小企業に淘汰の波

標題は最近の経済紙のトップ報道の一部である。

もとより日本の企業の大部分は中小企業であり、そこを生活の拠点でもあるとして、そこで働く人も多い。一般社団法人刈谷労働基準協会も多くは中小企業と、そこで働く人を寄り抱えていることは、申すまでもないことである。

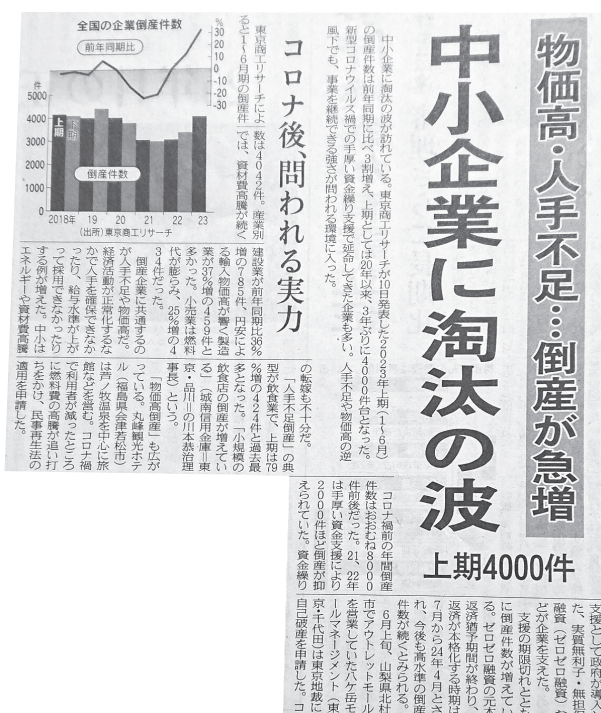
親子は運命共同体、互いに支え合って生きている。親子だから当然であり、精神的にもそれを容認しているはずである。

元請・発注者は親、下請は子同然の運命共同体で、親子は事業を分担しあって成り立っている。と言えないだろうか。

親は発注者で、下請の多くは、親会社と、使用従属関係の如きつながりを取り合っている。例えば親会社の名を題した「〇×協力会」の如き名称を冠し、あだかも労働関係の如く、従属関係に類似する刈谷会（仮称）などと称しながら、挙げて親の業務に、専属に近い形態で言葉を借りれば、使用従属関係に近い契約形態も、決して珍しいことではない。それが製品である商品の「品質の担保」となり、納期も「看板方式」などに拠って、運命共同体と同じくする場合も決して希のことではないのだ。それが信用信頼関係である。

その原点にあるのは、親の製造品である「品質のほぼ100パーセントに近い完成品」を、日を追って、時間を時には分刻みで厳守しながら完成品としてマーケットに供給している場合も少なくはない。納期管理の正確さが支えとなっている。

だから、親会社、子会社となって血が流れている親子の如く結び合って、品質、納期を看板に合せて維持しているのであろう。

[illegible]

物価高・人手不足

長年の従属関係に近い、間柄が危機

外部要因が強い結びつきを破壊し始めたのか

倒産件数の急増

建築業 36%増の 785 件

製造業（円安等）37%増の 459 件

小売業（燃料代の膨らみ）25%増の 434 件

倒産企業に共通するのは、人手不足と物価高、ぜい弱な体質が、誰からの援助がないまま、改善されなかったからであるとも言われている。

中小企業は強力な体質に転換するのは容易ではない。強くないままに経営者や一族も総ぐるで必死に現状維持に努めてきた努力がむなし。

双方ともに余りにも長いコロナ禍で、人手不足もあって体力を徐々に落とし始めた。その期間が今でも続いているので、コロナも憎い。

コロナ禍前の年間倒産件数は、おおむね年間 8000 件前後、ところが 2021.2022 年は手厚い資金支援により 2000 件ほど倒産が抑えられていたと新聞報道は言う。

その他にも政府が導入した、実質無利子、無担保融資（ゼロゼロ融資とも言う）などが中小企業、下請を支えてきていた。

支援の期限切れが、倒産件数を増加させ、資金の返済が本格化する時期に、その 7 月から倒産が高水準になったと言うのである。

中小企業は、親企業に守られてきた面もあるが、発注者、親企業のような体力に程遠いぜい弱さがある。

子の倒産を見捨てる親は決して多くないと思われるが、だからと言って、運命共同体は甘えも生まれて、共倒れになる危険もあるので、それは避けたいところでもあろう。

それにも増して中小企業の人手不足は、はなはだしい。人が来ないので、昔なら猫の手も借りたいところ。現実にはこれはたわ言だ。

今一つは、今までの競争は国内だけの競争も多かったのが、今でも、諸外国も力を付けてきており、政策も、徴を伺い、細で補うきめ細かさもあるのだろう。

今は、必死に、物事に対処しないと生き残れないということなんだろう。厳しいと言うのは甘えにとられかねない自覚も必要ということであろうか。

甘えがあってはならない。総力を挙げなければならない。

病気等で誰が見ても、助けなければならない人もいる。それは助けなければならないが、力があっても働かない人は助けることはできない。みんな運命共同体なんだとして、頑張るしかない。それが今なんだ。

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

宮田雅史



行為規範としてのパート有期法8条 ～無期転換との連携による実現

「労契法20条裁判」と称される労働側の取組が進められています。同条違反が争われる訴訟において、裁判所は不合理とされた労働条件の定めは無効としたうえ、その効力として正社員就業規則は適用されないものの、不法行為による損害賠償責任は認め、過去の賃金差額を損害とします。なお、損害の程度を割合的に認容することは一部下級審を除き消極的で、使用者は差額全額の賠償を義務付けられます。

において、当該不合理とされた相違をどう処遇すれば合理的又は不合理とはいえないものとするかは、企業の経営判断等に委ねられます。

以下では、フルタイムの有期雇用労働者（以下有期）を念頭に、不合理な待遇禁止規定を、職務の内容（以下①）、当該職務の内容・配置の変更の範囲（②）、その他の事情（③）の「違いに応じた均衡のとれた処遇を求める」ための行為規範と把握し、その趣旨を将来に向け実現していくための労務管理について検討します。なお、労契法20条を継承したパート有期法8条（以下パ有法8条）は、文言上「…不合理と認められる相違を設けてはならない」と定め、労契法20条が単に「…不合理と認められるものであってはならない」としていたのに比べ、不合理性の解消に向けた行為を義務付ける規定振りに変更していることにも留意する必要があります。

司法の姿勢を理解するには、ハマキョウレックス事件最高裁判官の「各事情の異なる労働者間の労働条件の相違が均衡のとれたものであるかどうかについては、明確な基準を立てることが難しく」、「裁判所が判断代置的に合理的か否かを判断することが適切な事項とはいえない」とする解説が参考となります。司法の役割が、労働条件相違の不合理性を判断するところまでとした場合、判決後も展開していく労使の関係に

まずは、待遇の相違を、④合理的、

⑤合理的ではないが、必ずしも不合理とまではいえない、⑥不合理、の3段階に評価します。裁判所は⑤領域の相違についてのみ違法と判断することから、訴訟によってはグレーゾーン（⑥）にある待遇差の問題は解決しません。そこで、労契法18条によるものも含め、無期雇用への転換・登用と⑥ゾーンにある待遇の在り方を組み合わせることで、転換者・登用者の納得感を高めるための制度設計を検討してみたいかがで



しょうか。

確かに、有期フルタイム労働者の場合、転換前の労働条件の相違が合理性を欠くものであったとしても「別段の定め」を置くことなく無期転換後も同一とすることは、均衡待遇規制が及ばない以上問題なしとする考え方もあり得ます（労契法18条参照）。

この点、裁判例には、一審判決で⑤領域にあると評価された手当（家族・住宅・精勤）を、無期転換就業

規則でも引続き不支給としていた事案で、労契法7条の趣旨から、就業規則の定めは合理的なものであることを要するとし、当該不支給とされた手当の金額を損害として認定するものがあります（井関松山製造所事件高裁判決）。一方、前訴最判により⑤と確定した月額手当（作業・食事・無事故・皆勤）を時給に換算、処遇改善費名目で契約社員の時間給に組入れ、事実上不合理性を解消していた事案で、正社員との労働条件の相違を定める就業規則は、転換前と同様、配置の変更範囲（②）等の実態に応じた均衡が保たれている限り、労契法7条の合理性を満たすと判断するものもあります（ハマキョウレックス無期転換事件）。

無期転換就業規則に定める労働条件が、正社員との比較において「合理的」なのか（労契法7条）は、労契法18条の規定内容とも相まって、必ずしも意識されてこなかったように思えます。転換により「不合理」性の問題が消失するわけではないことに留意する必要があります。換言すれば、転換前には⑤のみ違法とされた相違が、無期転換後の労働契約を規律するための合理性の観点からは、⑥の範疇にある相違も、正社員との均衡が問われるということです。もちろん、当該労働条件の設定が「企業の人事管理上の必要性があり、

労働者の権利・利益を不当に制限してなければ」その合理性は肯定されるべきものであることから（菅野労働法207頁）、制度としての公正さを整えることが重要となります。

その際、企業経営にとって中長期的に利益となる仕組みを構築するとの観点から、無期雇用への移行を契機に、正社員と同様の業務に従事させ同程度の責任を持たせようとするのか（①）、役割分担、配置等を正社員に近いものとするのか（②）等を検討します。そのうえで、これらの「違いに応じた均衡のとれた処遇」、例えば⑥ゾーンの手当であれば、正社員の100に対して、当該手当の性質（趣旨）、支給目的が①②等との関係で妥当する程度に応じ支給するといった釣り合いのとれた処遇を整備することになります。待遇を定めた無期転換就業規則は周知したうえで、当該待遇と①②等との関係についても丁寧に説明し情報提供します（パ有法14条も参照）。これらによっても、なお有期が自らの判断で無期転換を選択しなかったことは、⑥ゾーンも含め待遇が相違することの不合理性を否定する方向に働く事情（③）として考慮されるものと考えられます。

（ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、一宮労務管理センター所長、特定社会保険労務士）

イラスト・伊藤香澄

この記事は令和4年（2022）5月時点のものです。

会員だより

碧南支部

《会社概要》

名 称：丸共通運株式会社

創 業：大正3年「共同合資会社」として創業

所 在 地：愛知県碧南市浜田町4丁目34番地

代 表 者：代表取締役 鈴木 朝生

営業内容：一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業（鉄道コンテナ）、倉庫業、荷役及び梱包等の作業請負事業、自動車整備業、損害保険代理店業

T E L：(0566) 48-3214

U R L：<https://www.marukyo-tsuun.co.jp/>



《経営理念》

仕事を通して社会に貢献し、お客様、社員にとって存在感のある会社であり
仕事に喜びと誇りをもち働きがいのある社会をめざす

「人と人とのつながりを考えます」

物流はサービス業である、ということを常に念頭におき、安全を第一に優先しつつも、お客様のお役に立つために、全力で仕事を進めて参ります。物流は、ヒトとヒト、そしてモノをつなぐお仕事。お客様、地域の皆様とのつながり、かかわりを考えて、仕事に取り組んでいます。



「安全と社会への貢献」

物流は、社会のインフラであると同時に、安全に対して大きな社会的責任を背負っています。そのことを十分に理解し、認識し、安全への取り組みを継続して行ってまいります。安全の取り組みに終わりではなく、常に改善と継続の意識を持ち、たゆみない努力を続けてまいります。自社の安全はもとより、地域社会の安全活動にも積極的に取り組み、安全で安心してらせる町づくりにも貢献します。



お知らせ

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技能講習	31H フォークリフト	(学) 1月12日 (実) 1月13・14・20日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(学) 2月2日 (実) 2月3・4・10日			
	プレス機械作業主任者	2月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	1月25・26日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		2月7・8日			
	有機溶剤作業主任者	1月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		2月1・2日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2月27・28・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
	石綿作業主任者	1月15・16日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円	
		2月15・16日			
特別教育	自由研削砥石	2月14日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
	機械研削砥石	(学) 2月1日 (実) 2月19日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	粉じん	2月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技 7H 含む)	(学) 1月23日 (実) 1月24日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		(学) 2月20日 (実) 2月21日			
	テールゲートリフター ※学科・実技へと変更有	(学) 1月30日 (実) 2月3日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) ㈱弘伸運輸 小垣江営業所	13,090 円	16,390 円
その他	フルハーネス型墜落制止用器具	2月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
	一般建築物石綿含有建材調査者講習	2月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円
	安全管理者選任時研修	1月16・17日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	保護具着用管理責任者	1月17日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	職長教育（製造業）	1月18・19日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生	2月28日	あいち産業科学技術総合センター	8,635 円	11,935 円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	1月29日	あいち産業科学技術総合センター	15,180 円	18,480 円
その他	衛生管理者試験勉強会	1月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
<https://www.kariya-rouki.or.jp>

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガ ス 溶 接	1 月 17 日	1 月 20 日	豊 和 工 業 (株)	トヨタ教育センター	13,780 円
	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	1 月 22 日	1 月 23 日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	は い 作 業 主 任 者	1 月 29 日	1 月 30 日	ポ ー ラ ビ ル		12,895 円

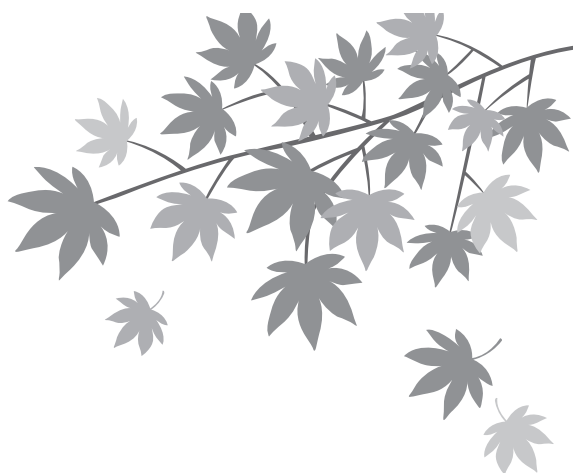
中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講 習 名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非 会 員
危険予知訓練 (KYT) 1 日研修会	1 月 29 日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

協会の冬休み

12 月 29 日(金)～1 月 8 日(月)まで休業いたします。



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011



**MESH
HARNESS**

メッシュハーネスは特許取得商品です



背面メッシュ付フルハーネス

MHF-790

●メッシュハーネスベストセー
簡単装着と確実な安全性



腿ベルト水平タイプ

MHS-F11H

●建設業界に大人気の
腿水平タイプが登場



3M社コラボレーションモデル

MHT-1

●可動式胸ベルトで体格に
合わせて高さを調整可能



女性用メッシュハーネス

MHS-MWJ2

●人気モデルMWJシリーズが
ついにフルモデルチェンジ



ミドリ安室株式会社
刈谷支店/愛知県刈谷市牛久保 1-59 〒472-0003
電話/0566-82-1161 FAX/0566-82-1163

安全衛生保護具サイト
www.midori-sh.jp



安全衛生用品通販サイト
midori-anzen.com



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃腸レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町 1-5-1

☎ 052-602-4747

FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F

TEL 052(211) 2073

か
り
や

十
二
月
号

二〇二三年十二月発行
通巻五九六号

印編 一 発
刷集 般 社
所人 団 行
所 法 人 所

(株)刈谷市労働基準協会
刈谷市高松町一丁目二九
ハートビルズ刈谷ビル五階
（電話）〇五二六八二一八五三
（ファクス）〇五二六八二一八五三
定価一五〇円